

出演・演奏業務の外注に関する取引契約書

受注する側の法人名または個人名（以下「甲」という。）と 発注する側の法人名または個人名（以下「乙」という。）とは、乙が依頼者から自ら受注した出演・演奏業務の一部を甲に委託することを目的に、以下の各条項を内容とした出演業務に関する取引契約を締結する。

第1条（契約の目的）

- 乙は、甲に対し、「委託業務」及び「影響を受ける出演・演奏業務」の提供を甲に委託する。甲は、乙が委託業務の具体的な内容（以下「個別の発注」）を甲に発注する旨の指示（以下「指示」）に基づき、甲が承諾することによって、甲が乙に提供するものとする。
- 甲は、委託業務の実地においては善良なる管理者の注意義務を負うものとする。甲の責に帰すべき事由により乙が依頼者または第三者との間で紛争に巻き込まれた場合には、甲は乙と協議して、誠意をもってこの解決に努めるものとし、またそれにより乙に損害が発生した場合には、乙の請求に依り賠償する義務を負うものとする。
- 委託業務に係る業務委託料は、委託業務を発注する都度、見積書またはメールでのやりとり等記録を残す方法によって甲乙間で協議し、決定するものとする。
- 本契約は、乙による甲に対する本契約有効期間中の個別の委託業務の発注を何ら保証するものではない。

第2条（成果物の権利関係）

- 予め想定されていたか否かを問わず、甲が委託業務を行う中で音源等の成果物が発生した場合には、甲は乙の指示に沿って乙に引渡す。
- 成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、予め甲乙間で特段の合意がない限り、成果物の引き渡しと同時に甲から乙に移転する。また、甲は、成果物その他委託業務の過程で作成された著作物について、著作権人権を乙に対して一切行使しない。

第3条（契約内容の秘密保持）

本契約の内容及び乙が甲に提供した個人情報（以下「秘密情報」）は、甲は乙に秘密保持義務を負うものとする。

第4条（交通費の負担）

甲は、自宅等の出発地点と委託業務の提供地との往復に要した交通費の精算を求めることができないものとする。但し、遠方での役務提供等の事情があり、予め甲乙間で特別の合意があった場合はこの限りでない。

第5条（決済方法）

- 甲は毎月水に当月中に支払義務が発生した委託業務対価の総額を算出し、翌月〃〃〃〃日までに届くよう乙に請求書を送付する。
- 乙は前項の請求に基づき、所定の金額を請求書到着日の属する月の水日（算出対象月の翌月水日。なお、該当日が休日の場合はその前の営業日）までに、請求書記載の甲の金融機関口座に振り込む方法でこれを支払う。振込み手数料は乙負担とする。
- 甲の請求が本条第1項に定める期限を経過してなされた場合は、乙は期限経過に伴う合理的な範囲で支払い時期を遅らせることができる。

第6条（契約期間）

本契約の有効期間は、甲乙の取引き開始の日から1年間とする。但し、期間満了の1ヵ月前までに、甲乙いずれかが書面による解約の申し出がなされなければ、本契約は自動的に1年ごとに更新されるものとする。

第7条（委託業務の提供中止の取扱い）

第1条第1項の規定に基づき締結された個別契約が乙の責めに帰すべき事由により解約された場合には、甲は乙に対して、以下の基準に基づくキャンセル料の支払いを求めることができる。なお、乙から甲へのキャンセル料の支払義務は、乙の依頼者から乙に所定のキャンセル料全額が支払われた後に生じるものとする。

委託業務提供予定日の32日前以前の解約	該当案件の業務委託料（税込）の25%
委託業務提供日の31日前から8日前までの間の解約	同 50%
委託業務提供日の7日前から前日までの間の解約	同 75%
委託業務提供日当日の解約	同 100%

第8条（解約または解除）

- 甲及び乙は、相手方に①強制執行、税金滞納処分を受けた時、又は破産、民事再生、会社更生、解散（但し、合併による場合を除く）、清算、差押、仮差押、若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、②銀行倒産停止処分があったとき、③主務官庁より営業許可の取り消し、営業停止、その他法令の趣意に反する処分を受けたときは即時に、④本契約又は個別の発注契約の条項に違反があったときは2週間以内において本契約を解除することができる。但し、甲が乙に損害賠償請求権を行使する権利を失うものとする。

- 前2項の定めにかかわらず、甲及び乙は相手方が暴力団等いわゆる反社会的勢力と関係有することが明らかになった場合には、直ちに本契約を解除することができ、また相手方は解除と同時に一切の期限の利益および損害賠償請求権を失うものとする。

第9条（債権譲渡及び第三者委託の原則禁止）

- 甲は、乙の書面による承諾なしに、本契約に基づく債権を第三者に譲渡してはならない。
- 甲は、乙の事前の承諾なしに、委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。

第10条（権利の譲渡）

本契約に関連して乙に損害を及ぼす権利（債権、債権取戻権、債権譲渡権、債権回収権等）は、甲が乙に譲渡するものとする。但し、甲が不可抗力（甲に帰せざる事由）により本契約の義務を履行できない場合は免責される。

第11条（秘密事項）

- 甲及び乙は、本契約の内容及び取引上相手方から知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾なしに外部に開示又は本契約の目的以外に利用してはならない。ただし、①相手方から提供又は開示がなされたとき、すでに公知となっていた、又は自己において既に知得していたもの、②相手方から提供又は開示がなされた後、自己の責に帰せざる事由により公知となったもの、③提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、④秘密情報によることなく単独で開発したもの、⑤相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものは本条が適用される秘密情報から除外する。
- 甲及び乙は、法令に基づく強制力を伴う請求もしくは行政府又は司法府による強制力を伴う命令等があった場合には、前項の定めにかかわらず必要な範囲で秘密情報を開示することができる。ただし開示した場合には直ちに相手方にその旨通知しなければならない。
- 甲及び乙は、本契約が終了した場合に相手方から請求があった場合には、直ちに本条第1項に定める秘密情報が記載又は包含された書面その他の記録媒体（複製物を含む）を返還又は廃棄するものとする。

第12条（個人情報の取扱い）

甲及び乙は、相手方が提供を受けた個人情報（以下「個人情報」）は関係法令に依り適法に適法に管理しなければならない。また、相手方から漏洩防止等を目的に管理方法は是正を求められた場合には、直ちにこれに対応しなければならない。

第13条（消存条項）

本契約終了後も第2条、第5条、第7条、第9条から第14条までの効力は残存する。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関連して紛争が生じた場合には、乙所在地管轄の地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（特約条項）

本契約締結に際して、前条までの内容と異なる合意がある場合は下記の通りとし、下記の内容が優先されるものとする。

以上
以上の合意を証するため、甲及び乙は本契約書を1通作成し、記名押印の上、甲が原本を、乙が写しを各々保有する。本契約書の取り交わしに際して発生する印紙税等の負担は折半する。

年 月 日

甲)

乙)